

学校規模適正化検討地区委員会の設置及び運営について

平成 26 年 10 月 31 日制定

(設置)

第 1 学校規模の適正化を検討する必要がある学校（以下「検討対象校」という。）について、伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、学校規模適正化検討地区委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 地区委員会は、検討対象校の規模の適正化に関する意見等を集約し、要綱第 1 条の規定により設置された伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）に対し報告する。

(組織)

第 3 地区委員会は、検討対象校に関係ある者で組織し、次に掲げる者とする。

- (1) 通学区域内に居住する者から選出された公募委員
- (2) 検討対象校の属する地区の区長会長
- (3) 通学区域内の行政区の区長、区長代理、民生委員及び主任児童委員
- (4) 検討対象校の校長、教頭及び学校評議員
- (5) 検討対象校に在籍する児童生徒の保護者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検討委員会の委員長が特に必要と認める者

2 委員の定員については、特に定めないが検討対象校が所在する地域の事情を考慮して決定し、委員は検討委員会の委員長が依頼するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 地区委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長に検討対象校の属する地区の区長会長を、副委員長に検討対象校の校長を充てるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 地区委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。